

**令和 7 年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託
公募型企画提案募集要領**

1 趣旨

静岡県は、海洋環境の急激な変化や水産資源の低迷を受け、「水産業の未来づくり推進事業」において、水産業の今と未来に向けた対応策を検討し、漁業者・漁協に加え、海に係る様々な関係者によるプラットフォームの創設に取り組んでいる。

本業務は、上記事業に関連して、厳しい経営状況が続く中で、地域の将来を担う漁業者や、漁業生産の基盤となる漁業協同組合の持続性を高めるため、本県漁業及び漁業協同組合の課題抽出と解決策検討のための分析を行い、今後の本県水産業のあり方の方向性等の取りまとめ、発展的な対応策につなげることを目的としている。

2 公告

令和 7 年 4 月 21 日（月）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者： 静岡県知事 鈴木 康友
- (2) 執行部署： 静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課水産振興班
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
電話 054-221-2744
FAX 054-221-2865
メール suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務の名称
令和 7 年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託
- (2) 業務の内容
令和 7 年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (4) 委託契約額の上限
3,230 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 必要に応じて本県漁業協同組合及び漁業者への聞き取り、アンケート等による情報収集、調査が行えること。もしくはその経験を有していること。
- (2) 漁業協同組合、漁業における経営分析、業務体制の評価、海業等の取組提案を行えること。もしくはその経験を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (8) 静岡県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者。
- (9) 企画提案書の提出日から契約締結時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (10) 企画提案書の提出日から契約締結時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年集用第103号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (11) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	令和7年4月21日(月)
質問票の提出期限	令和7年4月28日(月) 17時
質問票の回答	令和7年5月2日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年5月13日(火) 17時
審査会	令和7年5月19日(月)
審査結果の通知	令和7年5月20日(火) 予定

なお、応募者の状況等により、日程を変更する場合がある。

(2) 企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合には、質問票(様式1)により提出すること。なお、電話や来訪による口頭での質問及び提案書の具体的な記載方法についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年4月28日(月) 17時必着

イ 提出先

3(2)に記載の執行部署

ウ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール(電子メールで提出する場合には、件名に「公募質問票」を明記すること)

エ 回答

質問に対する回答は、令和7年5月2日(金)に一括して静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課ホームページ「令和7年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託公募型企画提案募集について」内に公開する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

以下の書類を提出すること

	提出物	内容・備考	様式等	部数
1	企画提案書	(代表者印等の押印不要)	様式2	1
2	企画内容	・県内の漁業者の経営状況分析、課題抽出及び解決策等の検討・提案 ・県内の沿岸漁業協同組合の業務体制等分析、課題抽出及び解決策等の検討・提案 ・プラットフォーム運営業務 ・実施スケジュール ・業務実施体制	任意	9

		(資料は、A 4 用紙 20 ページ以内とし、カラー印刷すること)		
3	参加資格確認書類	・会社概要等（定款、組織、沿革及び事業内容等） ・直近 1 年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税）	任意	1
4	見積書	・仕様書に基づいた業務の実施に直接必要となる経費を計上すること ・積算内容を具体的に記載すること	任意	1

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 13 日（火）17 時必着

ウ 提出先

3（2）に記載の執行部署

エ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）。

なお、持参又は郵送前に、企画提案内容については電子データで提出すること。

（4）企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・本要領に反する事項が確認された場合

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ その他

提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査

（1）審査方法

審査は、県が別に定める「令和 7 年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が開催する審査会において行う。

審査会では、提案者から提出のあった企画提案書等及び提案者によるプレゼンテーションの内容について、次項（2）のエに示す評価内容により評価・採点し、審

議の上、最も優れた企画提案を行った者を契約予定者として選定する。

(2) 審査会

ア 日程

令和7年5月19日(月)

応募多数の場合、日程が複数日となる可能性があることに留意すること。

なお、時間割については、提案者ごとに個別に連絡する。

イ 会場

Zoomを活用したオンライン審査会を想定

※詳細については、企画提案書の提出期限後、別途通知する。

ウ プレゼンテーションの方法

提案1件当たりの説明時間20分以内、質疑応答15分以内を原則とする。

エ 評価内容

評価項目	評価基準
企画の独自性 ・実現性	本県の漁業協同組合、漁業者等の現状を適切に把握できる企画となっているか
	把握した現状を、経営視点等から適切に分析できる企画となっているか
	分析結果を踏まえた課題抽出、解決策検討により、本県水産業の将来像を提案できる企画となっているか
	プラットフォームが適切に運営される計画となっているか
	業務委託終了後、次年度以降の継続的な取組・活動に支障がないような企画となっているか
業務実施体制	実施スケジュールは適切であるか
	業務の実施に当たり、必要な人員体制が整っているか
	問い合わせ、クレーム及びトラブル対応の体制は整っているか
	地域貢献活動、SDGs、労働環境改善などの取組を実施しているか
見積金額	積算項目は適切であるか
	積算単価は適切であるか
	経費配分は適切であるか

オ 審査結果の通知

審査結果は、選定通知書（様式 3）又は非選定通知書（様式 4）にて、各提案者に令和 7 年 5 月 20 日（火）に発出予定である。なお、非選定通知書を受け取った者は、通知書の発出日の翌日から起算して 5 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面（任意様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。

8 契約方法

契約に当たっては、選定された企画提案を直ちに契約内容とするものではなく、県と契約予定者が企画内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合にのみ契約を締結する。なお、協議・調整の過程において、企画内容の一部変更や契約限度額内の金額変更を行う場合がある。

9 証拠書類の保存

本業務委託の関係書類は、令和 12 年 3 月末日まで保存すること。

10 その他

- ・本企画提案に要する経費（資料作成費、交通費等）は、全て提案者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。

11 問い合わせ先

3（2）に記載の執行部署

(様式1)

令和7年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託
公募型企画提案募集質問票

令和 年 月 日

静岡県水産振興課長 様

事業者名：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

標記の業務委託について、次のとおり質問します。

番号	質問事項

注1 質問がない場合は、提出不要

注2 用紙はA4縦とする

(様式2)

企画提案書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

当社は、下記業務の企画提案を提出します。

記

- 1 業務名
- 令和7年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託
- 2 担当者連絡先等

責任者職氏名	
担当者職氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

(様式3)

水 振 第 号
令和 年 月 日

様

静岡県知事 鈴木 康友

選定通知書

令和 年 月 日付けで受け付けた下記業務の貴社企画提案について、貴社を
契約予定者として選定したので、通知します。

記

(業務名)

令和7年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託

担 当：経済産業部水産・海洋局
 水産振興課水産振興班
電話番号：054-221-2744

(様式4)

水 振 第 号
令和 年 月 日

様

静岡県知事 鈴木 康友

非選定通知書

令和 年 月 日付けで受け付けた下記業務の貴社企画提案について、下記の理由により契約予定者として選定しなかったので、通知します。

なお、この通知書の発出日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面（任意様式）により、非選定理由について説明を求めることができます。

記

1 業務名

令和7年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託

2 非選定理由

担 当：経済産業部水産・海洋局
水産振興課水産振興班
電話番号：054-221-2744